

区局・中間支援組織と連携した地域支援の取組（アプローチ型支援）について

推進委員会でいただいたご意見を踏まえ、平成 28 年度以降、新たな施策の推進や地域支援のあり方について議論をいただき取組を進めてきました。平成 28、29 年度は南区・瀬谷区をモデルとして地域に直接アプローチを行う方策を検討してきたが、平成 30 年度は、地域の課題を把握する区局・中間支援組織を対象にアプローチする取組が有効と考えて新たな取組を進めてきました。

平成 31 年以降も上記取組を推進していきます。

1 取組実績と成果

ア 平成 28 年度から、南区と瀬谷区の 2 区について区内各部門や中間支援組織とソフトとハードの連携について取組を進めてきた。南区では連携を深めてきた地域ケアプラザを窓口とした地域まちづくり課の制度を活用したハード整備が実現した。（右ページ参照）また瀬谷区では人材発掘や助け合いのシステムづくりが行われ、他区でも展開が広がった。さらに旭区や泉区等とも意見交換を進めている。

イ 平成 28 年度より実施している地域まちづくり課の制度や事例を紹介する研修について、対象を区局職員や社会福祉協議会、地域ケアプラザ職員に加えて、区民活動支援センターや地区センター、コミュニティハウス職員も対象に加えることで、より広い主体に地域まちづくり制度の周知を行った。

ウ 他区局が実施する研修にて地域まちづくり制度の説明を行い、さらに地域ケアプラザ等への出前塾を積極的に実施することで、ハードのまちづくり事例や制度について周知を広げた。

エ 市民局の地域活動・市民活動部門や健康福祉局の地域福祉部門とは、全市民的な視点での課題の共有や地域支援のあり方について引き続き検討を進めている。また、健康福祉局地域包括ケア推進課、こども青少年局、教育委員会事務局といったその他のソフト局とも、研修の連携や地域支援についての連携を進めた。

オ 地域交通サポート事業を主管する道路局や空家対策を進める建築局など、他制度とまちづくり制度の連携について検討をすすめ、地域への支援の連携を図った。

2 平成 31 年度以降の進め方

ア 地域福祉保健計画を推進する団体の活動とハードのまちづくり活動が連動できるよう、健康福祉局や区の地区支援チームとの連携をさらに推進します。

イ 地域支援を行う市職員や中間支援組織が参加する研修の機会をとらえハードのまちづくりの制度や事例の周知を行うことで、ハードも含むまちづくりのすそ野を広げる。

ウ 上記研修等で課題を持つ区や地域の中間支援組織等と関係性をつくり、南区の事例等を共有しながら積極的にアプローチを行うことで、区や市の制度を使用してより具体的にまちづくりを進めていけるようにサポート・コーディネートを行う。

エ 健康福祉局や市民局といったソフト局と引き続き連携をし、ソフトとハードの包括的な地域支援についての方向性を検討し、各局が所管する中間支援組織（市民・地区センター等、健福・地域ケアプラザ等）と連携した具体的なまちづくりの進め方を共有する。さらに、区のまちづくり調整担当がこれらの取組を主体的に取り組めるよう、情報共有・支援を行う。またハード整備の制度を持つ部局とも引き続き連携を行うことで、お互いの制度の周知や連動について検討を行う。

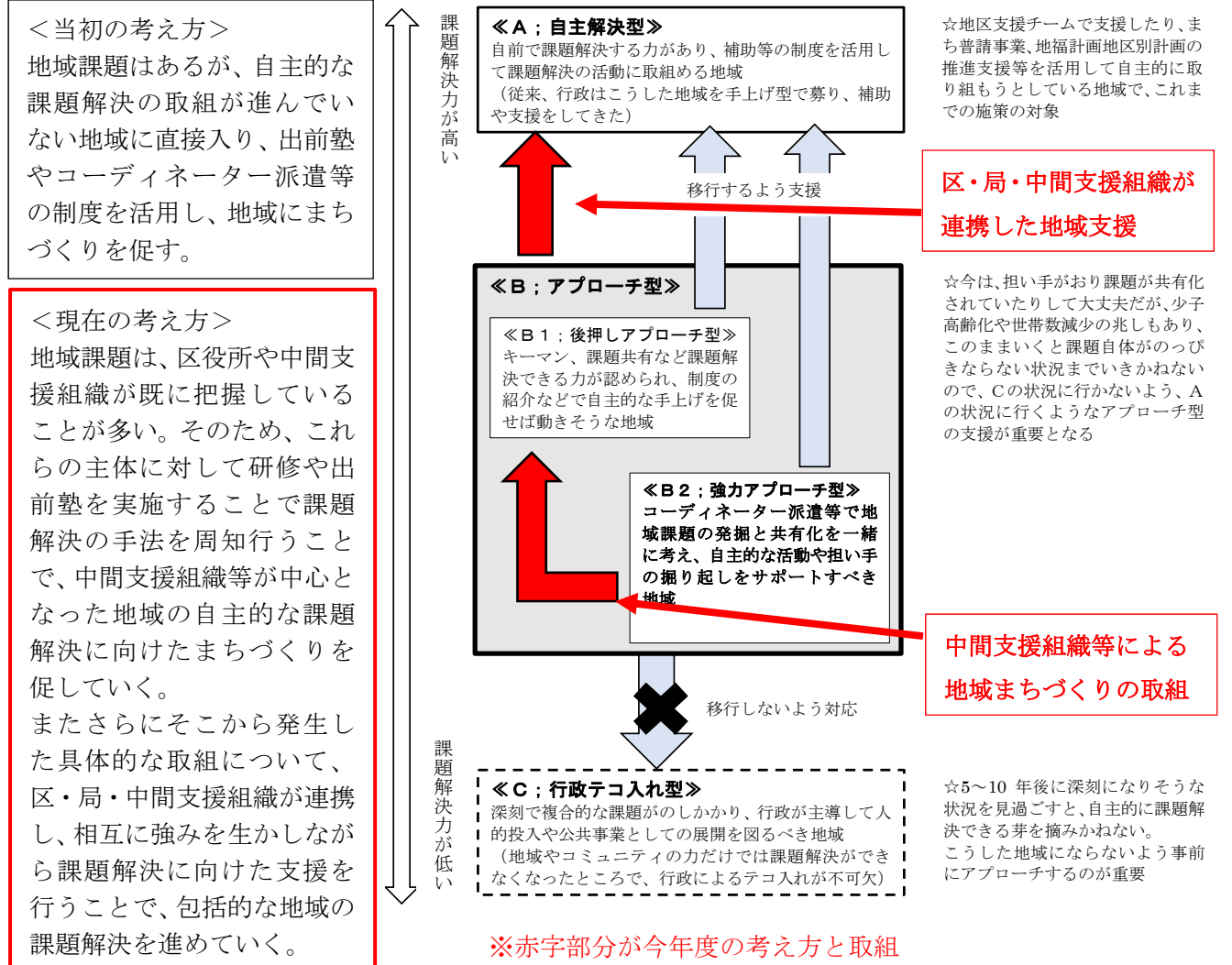
オ 横浜市のホームページ改定の機会をとらえ（平成 31 年 4 月より）、ホームページも活用したハード整備の事例を広く紹介したツールの作成を検討する

参考 アプローチ型支援の実績（南区中村地区）



平成 28 年にアプローチ型支援検討の一環としてヒアリングを行い、その後もハードのまちづくりについて相談を受けていた中村地域ケアプラザからの発意。地域ケアプラザが子育て世代の団体から、「地域の居場所づくりをしたい」と相談を受けており、地域まちづくり課より制度について出前塾を行った。それをきっかけに平成 30 年度のヨコハマ市民まち普請事業への挑戦し、採択される。平成 31 年に空き家を活用した多世代交流拠点を整備予定。

参考 アプローチ型支援のイメージ（第 38 回地域まちづくり推進委員会の資料を参考に作成）



区局・中間支援組織と連携した地域支援の取組（アプローチ型支援）の今後の展開について（案）

1 地域まちづくりプランと地域福祉保健計画との連携について

地域まちづくりプランを活用したまちづくりを推進するため、地域福祉保健計画（地区別計画）と連携した取組を実施します。

地域福祉保健計画の推進主体は、地域住民、地域ケアプラザや社会福祉協議会等の中間支援組織及び区役所となっており、各区の地域福祉保健計画には地域課題や対応方針等がまとめられています。

地域まちづくりプランと地域福祉計画が連携することで、ソフト、ハード施策（施設整備等）の両面での支援が可能となり、まちづくりを進めるうえでの相乗効果が期待できます。

(1) 地域まちづくりの現状と課題

地域まちづくり推進条例の施行から 15 年が経過しましたが、地域まちづくりプランの認定は 19 件となっています。地域まちづくりプランについては、市の認定を受けると地域まちづくり事業費助成（原則 9 割補助、最大 500 万円/回で 3 回まで可能）によるハード整備が可能となりますが、実績については 3 地区、5 件（防災まちづくり推進室の案件を除く）に止まっています。

(2) 地域福祉保健分野の現状と課題

現在、本市においては、地域福祉保健計画に基づく区計画（及び地区別計画）は全区において策定され（市内 254 地区、H30. 3. 31 時点）、地区別（概ね連合自治会町内会単位）に目標や方針が定められています。各地区においては、地域住民と地域ケアプラザや社会福祉協議会等の中間支援組織が一体となって、計画に基づく地域活動が進められていますが、ソフト施策による支援が中心であり、ハード施策（施設整備等）のニーズに十分に対応できていません。

2 地域まちづくりプランと地域福祉保健計画との連携のイメージ

- ① 区役所と連携し、**地域まちづくり課が主体となって**、地域福祉保健計画の地区別計画に明記されているハード（施設整備等）に関する課題や方針を抽出し、都市計画マスタープラン地区別方針（区プラン、地区プラン）等を踏まえ、アプローチする対象地区を選定
- ② 区役所や中間支援組織と連携し、**地域まちづくり課が主体となって**対象地区にアプローチ
- ③ 合意形成ができた地域において、地域まちづくり課の支援制度（コーディネーター派遣等）を活用し、地域福祉保健計画の地区別計画に明記されているハード（施設整備等）に関する課題や方針をもとに、解決方策を「アクションプラン」として作成（**手続きの簡素化**）
- ④ 地域まちづくり推進委員会に諮った上で、「アクションプラン」を地域まちづくりプラン、運営主体（地域住民及び中間支援組織）をまちづくり組織として認定
- ⑤ **地域まちづくり事業費助成を活用し、地域福祉保健計画に基づくハード整備を支援**

【地域まちづくりプランと地域福祉保健計画との連携のイメージ】

市計画	区(全体)計画	地区別計画
基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特성에応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、 地区が主体となり 、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定する計画

